



## 1 コミュニティ・スクールとは

- (1) コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校を指します。
- (2) コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組みです。
- (3) 学校運営協議会の委員は、教職員及び保護者や地域住民の代表から構成されます。  
→本校では、校長・教頭・教務主任・学校地域連携コーディネーター、PTA 正副会長、自治会長、その他地域の代表（15人程度）

平成31年度 7校で先行実施

見沼小学校、大久保東小学校、片柳小学校、東岩槻小学校、与野西中学校、桜山中学校、浦和南高等学校  
平成34年度よりさいたま市内、全校で実施

## 2 学校運営協議会の役割

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
  - ①教育課程の編成 ②学校経営計画 ③組織編制
  - ④学校予算の編成及び執行 ⑤施設管理及び市庁設備等
- (2) 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。

## 3 コミュニティ・スクールのメリット

- (1) 子どもにとって
  - ・自己肯定感や他人を思いやる心が育つ
  - ・地域の担い手としての自覚が高まる
  - ・防犯防災等の対策によって安心安全な生活ができる
- (2) 教職員にとって
  - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現できる
  - ・地域の協力により子供と向き合う時間が確保できる
- (3) 保護者にとって
  - ・学校や地域に対する理解が深まる
  - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感がある
  - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が強化できる
- (4) 地域にとって
  - ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる
  - ・学校が社会的つながり地域のよりどころとなる
  - ・学校を中心とした地域ネットワークが形成される
  - ・地域の防犯、防災体制等の強化ができる

## 4 今年度の予定

- 第1回地域意見交換会（防犯・交通安全ボランティア連絡会総会時）6月
- 第2回地域意見交換会（民生・児童委員連絡会時）7月
- 第3回地域意見交換会（防犯・交通安全ボランティア連絡会中間報告時）11月
- 第1回学校運営協議会（6月）
- 第2回学校運営協議会（12月）
- 第3回学校運営協議会（2月）